

外国人旅行者向け 消費税免税制度の拡充

消費税免税制度の拡充の背景

消費税免税店を経営する事業者が、日本を訪れる外国人旅行者などの非居住者に対し、商品を一定の方法で販売する場合には消費税が免除されます。近年、訪日外国人による地場産品の消費拡大を地域活性化につなげたり、免税店の事務負担を軽減したりすることを目的とした制度の拡充が図られてきています。ここでは、港湾における免税制度の拡充について紹介します。

平成27年度の免税制度の拡充

クルーズ船は、必ずしも毎日のように寄港するものではなく、また、寄港する埠頭も必ずしも決まっているわけではありません。このため、クルーズ船が寄港する埠頭には、臨時の店舗が出店されることがあります。しかし、この臨時の店舗については、免税店とすることが困難でした。そこで、平成27年度に、「クルーズ埠頭における臨時の免税店届出制度」が導入され、あらかじめ税務署長の承認を受けている港湾施設（港湾法第2条第5項に規定する港湾施設（同条第6項の規定により港湾施設とみなされているものを含む。））に出店される臨時の店舗については、前日までに税務署長に届出をすることで、

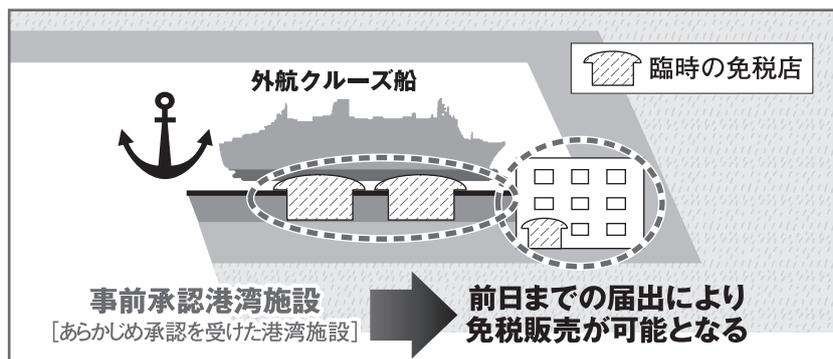
外国人クルーズ旅客者等に対して免税販売が可能となりました。

平成28年度の免税制度の拡充

地方においてよく売れている民芸品・伝統工芸品等は比較的少額なことが多く、現行の免税販売の対象となる下限額である10,000円に満たないことが多々ありました。そこで、地方における単価の安い民芸品や伝統工芸品の“まとめ買い”効果を狙い、最低購入金額を「10,000円超」から「5,000円以上」に下げました。この制度は平成28年5月1日から施行されており、港湾におけるクルーズ埠頭においても適用されます。

制度拡充の効果

これらの免税制度の拡充の結果、全国に制度が普及しつつあり、平成27年度にクルーズ埠頭に出店された店舗数は1年間で延べ37店舗にのぼり、特に、電化製品や化粧品、地元特産品などを取り扱った免税店が多く出店されました。今後、クルーズ埠頭における臨時の免税店届出制度の活用を促進することで、クルーズ船の寄港地を中心にクルーズ振興を通じた地域活性化につながることを期待されています。



臨時免税店届出制度のイメージ



岸壁や旅客船ターミナルにおける地元物産販売の例